

1 地域医療支援病院とは

- 紹介患者に対する医療提供や医療機器の共同利用の実施等を通じて、地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力や、地域医療の確保を図るためにふさわしい設備等を有する病院を各都道府県知事が個別に承認
- 承認要件は医療法に規定
 - ・ 紹介患者に対する医療の提供
 - ・ 救急医療の提供
 - ・ 地域の医療従事者に対する研修の実施 等
- 都では46病院を承認（令和3年4月1日現在）

2 医療法施行規則の改正（令和3年4月1日）

- 地域医療支援病院の管理者が行うべき事項に以下の事項を追加
『地域における医療の確保を図るために特に必要であるものとして都道府県知事が定める事項』

3 これまでのプロセス

- 国への照会に係る回答（令和2年8月）
地域医療支援病院に、地域の実情に依りて、感染症医療や災害医療について積極的協力を求めることは、地域医療支援病院の制度趣旨に適した対応である。
- 地域医療構想調整会議での意見聴取（令和2年上半期、令和3年上半期）
既に承認を受けている地域医療支援病院も含め、肯定的な意見が多かった。

4 都として定める事項（案）

- 1 感染症医療の提供
平常時からの準備も含め、新興感染症等がまん延し、又はそのおそれがある状況において、感染症医療の提供を行うこと。
- 2 災害医療の提供
平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること。

5 今後のスケジュール

- 9月 医療審議会に諮問・答申（都が定める事項）
- 10月～ 病院からの申請、申請内容について地域医療構想調整会議での意見聴取
- 3月 医療審議会に諮問・答申（地域医療支援病院の承認）

実施計画の具体的な内容

1 平常時からの準備も含め、新興感染症等がまん延し、又はそのおそれがある状況において、感染症医療の提供を行うこと。

- 平時から、感染拡大時を想定した感染防護具の備蓄や感染管理の専門人材の育成、感染制御チームによる院内感染対策の徹底やクラスター発生時の対応方針の整備、検査体制の確保等を行う。
- 感染拡大時には、下記①～②や、他の医療機関等への応援職員の派遣や地域の医療機関の指導・コンサルテーション等を行う。
 - ① 感染症指定医療機関やかかりつけ医等と連携し、患者の重症度に応じた積極的な受入を行うことにより、地域の感染症医療に貢献する。
なお、自院のかかりつけ患者が感染症に罹患した場合は、自院において受け入れることを基本とする。
 - ② 感染症指定医療機関等と連携しながら、自院の特性を活かした医療を提供し、地域の感染症医療に貢献する。

など

2 平常時からの準備も含め、災害時に医療を提供すること。

- 平時から、災害発生に備え、事業継続計画（BCP）を策定し、被災した状況を想定した研修及び訓練を自院及び地域で行うとともに、病院機能を維持するために必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄を行う等、体制を整備する。
- 災害発生時には、（下記①～②として、又は①～②と連携し）区市町村や関係機関等と連携しながら、円滑に傷病者を受け入れる等、地域の実情に即した災害医療を提供する。
 - ① 災害拠点病院
 - ② 災害拠点連携病院

など